

令和4年度第3回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和4年6月7日(火) 午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所 男鹿市役所 3階第一会議室

3. 出席委員数 (18名)

出席者 (会長) 吉田陽一

(代理) 戸部秀悦

(委員)

1番	鈴木和俊	2番	伊藤淑榮	3番	三浦栄子
4番	鈴木豊則	5番	伊藤世智男	6番	佐藤洋介
7番	清水司	8番	高橋郁雄	9番	鈴木誠孝
10番	目黒千衣子	11番		12番	山本義則
13番	佐藤正樹	14番	中田正一	15番	武田一雄
16番	加藤和洋	17番	鈴木孫城		

4. 欠席委員 11番 三浦 富美雄 委員 (1 名)

5. 農業委員会業務報告(5月分)

6. 議事案件

議案第 8 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 9 号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 11 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について

7. その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局 長 船 木 聖 徳

副事務局 長 佐 藤 秀 樹

局 長 補 佐 鈴 木 俊 市

9. 会議の概要

事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございました。
ただ今から、令和4年度第3回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。
今回の総会は、議事案件が4件であります。
始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

令和4年度第3回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
6月に入り未だに肌寒い日が続いておりますが、田植は一部の方を除いてほとんどの方が作業を終了していると思われます。今後も草刈りや大豆の耕起作業など忙しさが続くことから、農作業事故を起こさないように、余裕を持って作業にあたってください。

事務局長

ありがとうございました。
次に、総会の定足数についてであります。

本日は、11番 三浦富美雄委員から欠席の届出があり、出席委員は 19 名中 18 名であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり)

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、13 番 佐藤正樹委員、14 番 中田正一委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

議 長

それでは、5月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

5月分の農業委員会業務について報告いたします。
(別紙により報告)
以上で終わります。

議 長

ただ今の報告について何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

それでは議事案件に入ります。

議案第8号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議 長

事務局

事務局から説明をお願いいたします。

それでは、議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が 1 件です。

申請番号 1、土地の所在は野石字海老沢〇番他 1 筆、計 2 筆の田 2,892 m²、譲受人は野石字水上台の A、譲渡人は野石字水上台の B、親子間の経営移譲に伴う所有権移転であります。

以上、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議案第 8 号について、何か質問等ございませんか。

議 長

(異議なしの声あり。)

議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可

議 長

相当とすることにいたします。

次に、議案第 9 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 9 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

今回は、貸借権設定が 12 件であります。

申請番号 1 の利用権設定を受ける者は、鵜木字道村の A、利用権設定する者は鵜木字道村の B、貸付地は鵜木字道村新田〇番他 1 筆、計 2 筆、田 5,590 m²、新規、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 20,000 円であります。

事務局

申請番号 2 から 12 は契約の更新ですので説明を省略します。

申請番号 2 は払戸字尻深二番谷地の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 3 は脇本富永字鵜南前田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 4 は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

申請番号 5 は角間崎字家ノ下の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

申請番号 6 は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3

年間、賃借料は10a当り13,500円であります。

申請番号7は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和4年6月15日から3年間、賃借料は10a当り13,500円であります。

申請番号8は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和4年6月15日から3年間、賃借料は10a当り13,500円であります。

以上で説明を終わります。

議 長

申請番号9は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和4年6月15日から3年間、賃借料は10a当り13,500円であります。

申請番号10は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和4年6月15日から3年間、賃借料は10a当り13,500円であります。

申請番号11は松木沢字松木新田の田、契約期間は令和4年6月15日から

3年間、賃借料は10a当り13,500円であります。

申請番号12は松木沢字松木新田の田、契約期間は令和4年6月15日から3年間、賃借料は10a当り13,500円であります。

事務局

議案第9号、申請番号1から12について質問等ありませんか。

議長

(異議なしの声あり。)

議案第9号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

議長

次に、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請について、議題いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議 長

事務局

それでは議案書の9ページをお開き願います。

議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今回は1件の申請がありましたので議案書に沿い、説明させていただきます。

申請番号6、土地の所在は野石字二ツ森〇番、地目は畑、面積7,172 m²。

借受人は野石字浜田の(株)加藤商会、貸渡人は秋田市広面のA。

転用目的は、赤土採取であります。期間は1年で一時転用であります。

農地区分については1種若しくは3種農地のどちらにも該当しない、第2種農地と判断しております。

農地に取得かかる費用は総額で1,000,000円です。

図面資料の1ページに位置図を添付いたしております。

議 長

申請地は野石の国道脇の畑、近くに以前設置された風力発電施設があります。

次のページには公図を添付しており、周辺の筆界状況を表示しております。

また、次のページには計画平面図を添付してございます。

国道側からではなく、市道側から仮設の侵入通路を設けて赤土を採取する予

定であります。

事務局

以上で申請番号 6 の説明を終わらせていただきます。

(現地確認報告)

議長

現地を確認しました、3 番三浦栄子委員、8 番高橋郁雄委員から代表説明委員として高橋郁雄委員、説明をお願いいたします。

(高橋郁雄委員)

8番

それでは現地確認について報告いたします。

5 月 21 日、金曜日の午前 10 時 00 分より、三浦栄子委員、私、事務局の佐藤副局長、鈴木局長補佐の 4 人で現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、事務局の説明のとおりであり、周囲に農地は無く、特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

申請番号 6 について、何か質問等ございませんか。

3 番

(三浦栄子委員)

現地確認には申請者側が急遽都合がつかずとのことで、事務局が資料を細かく説明しておりましたが、そこは、今後しっかり調整して、申請者側を立ち会わせていただきたいと思いますが。

事務局

委員のご指摘のとおりであり、今後は適切な事務処理に努めてまいります。

議 長

ほかに、ございませんか。

議 長

(「なし」との声あり。)

議 長

申請番号 6 については、承認したいと思います。

事務局

次に議案第 11 号、農地法第 5 条事業計画変更申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 10 ページをお開き願います。

議案第 11 号、農地法第 5 条事業計画変更申請について説明いたします。

申請番号 1、土地の所在は、野石字玉ノ池〇番〇、地目は畑、面積 4,130 m²で土地賃貸借の一時転用となっております。

1 年間の転用でしたが計画を変更し、2 年間延長するものです。

譲受人は野石字玉ノ池(株)渡部建材、譲渡人は野石字玉ノ池のE。

転用目的は、山砂採取であります。

農地区分については農業振興地域内の農用地ですが一時転用なので不許可の例外となっております。

農地にかかる借上経費は無償です。

図面資料の議案書の 7 ページに位置図があります。

申請地は野石字玉ノ池の玉ノ池神社を過ぎ2個目の十字路を右の曲り、突き当りの右の畑であります。

次のページが公図で、周辺の状況が記載されております。

また、次のページに計画平面図がございます。

事務局

市道路から進入路を設けて採取地では隣接からは 2mを離し安定勾配付けて掘削する予定です。

以上で事業計画の変更申請、申請番号 1 の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長

申請番号 1 について、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議長

異議なしということで、農地法 5 条事業計画変更申請については、承認することに決定いたします。

議長

議案については審議終了いたしますが、その他について何かありませんか。
事務局どうぞ。

事務局

秋田県農業会議から令和 4 年度農林関係税制改正の要望事項について文書

が来ています。事務局で市の農家に影響が大きいものを取りまとめましたので、委員の皆様のご意見を聞かせください。

(別紙により説明)

議 長

何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

他にありませんか。

事務局

事務局どうぞ。

今年予定されている視察研修について委員の皆さまのご意見を伺います。

議 長

16 番加藤和洋委員どうぞ。

16番

予定では、今年度の視察研修は宮城県と思いますが、現在の社会情勢をみると視察研修は無理だと思います。来年度に延期しては如何でしょうか。

議長

加藤和洋委員から視察研修に関する意見が出ましたがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり。)

事務局

それでは、視察研修は次年度に延期するよう、事務を進めたいと思います。

議長

他にありませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第3回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和4年6月7日

男鹿市農業委員会

議	長	吉	田	陽	一		
署	名	委	員	佐	藤	正	樹
署	名	委	員	中	田	正	一
書	記	鈴	木	俊	市		